

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・ 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	水 産 経 営 課
・ 指定公金事務取扱者の指定	水産加工流通課
・ 生産物等の販売に係る収入金の収納事務委託	農 業 経 営 課
◎ 公 告	
・ 土地改良区の役員の就退任（4件）	農 村 整 備 課
・ 測量の実施	建 設 企 画 課
・ 都市計画の案の縦覧	都 市 政 策 課
◎ 教育委員会告示	
・ 県指定文化財の解除	学 芸 文 化 課

告 示

長崎県告示第305号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和7年6月3日

長崎県知事 大石 賢吾

加 入 区	漁 業 の 区 分
五島第1加入区	小浦の区域の大型定置漁業区分

長崎県告示第306号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務（長崎県地方卸売市場長崎魚市場施設使用料徴収）を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年6月3日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 指定公金事務取扱者の指定日
令和7年3月27日
- 2 指定公金事務取扱者の所在地及び名称
長崎県長崎市京泊3丁目3番1号
一般社団法人長崎魚市場協会
- 3 委託事務

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例（令和2年長崎県条例第25号）別表に定める使用料（通過物使用料及び受託物使用料を除く。）の徴収事務

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

長崎県告示第307号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年6月3日

長崎県知事 大石 賢吾

1 受託者の住所及び名称

(1) 島原市萩原二丁目5192番1

島原雲仙農業協同組合 代表理事組合長 苑田 康治

(2) 長崎市田中町279-43

長崎花き園芸農業協同組合 代表理事 松下 善光

(3) 諫早市栗面町174-1

長崎県央農業協同組合 代表理事組合長 里山 耕治

(4) 福岡県太宰府市都府楼南5-15-2

JA全農ミートフーズ株式会社 九州営業本部 本部長 中村 宏

2 委託した事務

長崎県立農業大学校において生産された、3に掲げる生産物等の販売に係る収入金の収納事務

3 生産物等の種類

(1) 牛

(2) 花き等

(3) 野菜、花き、果実

(4) 牛

4 指定公金事務取扱者の指定日

(1)(2) 令和7年3月28日

(3)(4) 令和7年4月1日

5 公金収納事務の委託日

令和7年4月1日

6 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

公 告

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、鈴田内倉土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和7年6月3日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
城 間 雅 彦	大村市大里町1155-1	城 間 雅 彦	大村市大里町1155-1
田 崎 悦 章	大村市大里町738-2	片 山 英 典	大村市大里町84-1

片 山 英 典	大村市大里町84-1	山 口 芳 生	大村市大里町973
山 口 芳 生	大村市大里町973	村 部 健 二	雲仙市愛野町甲3070-21
村 部 健 二	雲仙市愛野町甲3070-21	宮 崎 忠 親	雲仙市千々石町丁967
宮 崎 忠 親	雲仙市千々石町丁967	北 村 正 之	大村市中里町1080-4
福 田 良 浩	大村市日泊町1244-2	平 田 和 則	大村市小川内町35-2
平 田 和 則	大村市小川内町35-2		
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
原 口 勝	大村市大里町762	原 口 勝	大村市大里町762
山 口 栄 二	大村市大里町1041	福 田 良 浩	大村市日泊町1244-2

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、志佐川土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和7年6月3日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
今 田 圭 二	松浦市志佐町長野免21	浦 上 良 幸	松浦市志佐町柚木川内免432
坂 本 昭	松浦市志佐町高野免903	立 石 正 之	松浦市志佐町田ノ平免500
川 内 恵 一	松浦市志佐町柚木川内免418	立 石 昭 司	松浦市志佐町横辺田免17
松 園 栄 子	松浦市志佐町田ノ平免139	中 尾 弘 幸	松浦市志佐町稗木場免1124
森 田 正 剛	松浦市志佐町横辺田免625	井 上 耕 治	松浦市志佐町池成免912-1
末 永 浩 之	松浦市志佐町笛吹免952	前 田 嘉 則	松浦市志佐町高野免774
瀬 川 和 男	松浦市志佐町赤木免435-1	柴 山 浩	松浦市志佐町高野免178-1
柴 山 浩	松浦市志佐町高野免178-1	松 崎 康 夫	松浦市志佐町里免736-1
木 原 俊 之	松浦市志佐町里免288	崎 村 唯 俊	松浦市志佐町笛吹免807
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
井 上 耕 治	松浦市志佐町池成免912-1	松 瀬 竹 虎	松浦市志佐町長野免1643
桑 山 美 次	松浦市志佐町稗木場免264	力 竹 市 朗	松浦市志佐町赤木免555
桑 田 芳 昭	松浦市志佐町西山免1516	川久保 尚	松浦市御厨町里免450-7

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、調川土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和7年6月3日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
宮 崎 義 宣	松浦市調川町平尾免1257番地	宮 崎 義 宣	松浦市調川町平尾免1257番地
山 本 久 男	松浦市調川町松山田免1157番地	山 本 豊 和	松浦市御厨町前田免599番地 2
鮎 川 保 雄	松浦市調川町白井免299番地	鮎 川 保 雄	松浦市調川町白井免299番地
田 中 宏 樹	松浦市調川町上免508番地	吉 田 登	松浦市調川町上免578番地
北 川 康 幸	松浦市調川町中免147番地	久保川 満	松浦市調川町中免162番地 1
森 川 新 二	松浦市調川町下免1380番地 1	森 川 新 二	松浦市調川町下免1380番地 2
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
山 本 義 信	松浦市調川町松山田免1160番地	山 本 義 信	松浦市調川町松山田免1160番地
丸 田 義 秋	松浦市調川町平尾免1157番地10	丸 田 義 秋	松浦市調川町平尾免1157番地10
吉 永 馨	松浦市調川町上免214番地 2	吉 永 馨	松浦市調川町上免214番地 2

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、竜尾川土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和7年6月3日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
大久保 整	松浦市御厨町木場免686	大久保 純 三	松浦市御厨町木場免692
松 本 正 義	松浦市御厨町高野免59	松 田 実 男	松浦市御厨町下登木免63
松 本 悟	松浦市御厨町郭公尾免608	松 本 正 義	松浦市御厨町高野免59
田 中 賢 悟	松浦市御厨町板橋免780- 1	松 本 悟	松浦市御厨町郭公尾免608
池 田 肥 穂	松浦市御厨町田代免679- 2	山 口 康 明	松浦市御厨町板橋免1189第 1
太 田 勝 司	松浦市御厨町寺ノ尾免184- 2	川 上 秀 昭	松浦市御厨町田代免1312- 2
氏 山 敏 彦	松浦市御厨町上登木免335	氏 山 敏 彦	松浦市御厨町上登木免335

末 永 伸 一	松浦市御厨町横久保免258-5	太 田 勝 司	松浦市御厨町寺ノ尾免184-2
前 田 吉 一	松浦市御厨町大崎免448	前 田 吉 一	松浦市御厨町大崎免448
梶 山 達 男	松浦市御厨町前田免114	辻 勝 美	松浦市御厨町池田免150
辻 勝 美	松浦市御厨町池田免150	梶 山 達 男	松浦市御厨町前田免114
田 中 正 子	松浦市御厨町木場免717		
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
西 田 良 一	松浦市御厨町相坂免326	西 田 良 一	松浦市御厨町相坂免326
松 本 保 吉	松浦市御厨町中野免140	田 中 輝 喜	松浦市御厨町横久保免541
桑 田 芳 昭	松浦市志佐町西山免1516	川久保 尚	松浦市御厨町里免450-7

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県県央振興局長から公共測量（基準点測量及びGNSS標高測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年6月3日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
大村市上諏訪町	令和7年6月2日から 令和7年8月1日まで

都市計画の案の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに県に意見書を提出することができる。

令和7年6月3日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 大石 賢吾

- 都市計画の種類
大村都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を定める土地の区域
大村都市計画区域（大村市の一部）
- 都市計画の案の縦覧場所
長崎県土木部都市政策課、長崎県県央振興局並びに大村市役所
- 縦覧期間
公告の日から2週間

教育委員会告示

長崎県教育委員会告示第3号

長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号）第35条第2項の規定により、令和7年3月10日付けをもって、次のとおり指定及び認定が解除された。

令和7年6月3日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

指定が解除された県指定の文化財

種 別	名 称	所 在 地
史跡	島原城跡	島原市城内一丁目1175番第1、1175番第2、1177番イ第3、1177番2、1177番31、1178番、1178番第1、1178番第2、1178番第3、1179番第1、1179番第2、1179番3、1180番、1180番第1、1180番2、1180番第3、1180番4、1181番第1、1181番第2、1181番第3、1181番第4、1181番第5、1181番第6、1181番第7、1181番第8、1181番第9、1181番第10、1181番第11、1181番第12、1181番第13、1181番第14、1181番第15、1181番第16、1181番第17、1181番第18、1181番第19、1181番第20、1181番第21、1181番第22、1181番第23、1181番第24、1181番第25、1181番第26、1181番第27、1181番第28、1181番第29、1181番第30、1183番1、1184番、1184番第1、1184番第2、1184番第3、1184番4、1184番第5、1184番第6、1184番7、1184番第8、1184番9、1184番10、1184番11、1195番2、1195番3、1195番4、1195番6、1202番 島原市城内二丁目1013番、1013番1 島原市城内一丁目1121番1と同1123番6に挟まれ、同1177番2に囲まれるまでの道路敷のうち実測430.56㎡を含む。
史跡	越高遺跡	対馬市上県町越高字ハヤコ30番、35番、40番、43番、49番、58番へのうち実測2,723㎡、58番チ 対馬市上県町越高字ハヤコ30番に西接し同43番に西接するまでの無番地に囲まれ同35番と同40番に挟まれるまでの道路敷を含む。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二二二
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト